

大阪府循環型社会推進計画について

参考資料 6

計画策定の経緯

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に基づき、大阪府が策定するもの。

- 昭和 49 年から 3 次にわたり産業廃棄物処理計画を策定し、産業廃棄物の適正処理を推進。
- 平成 13 年度には、法改正に伴い一般廃棄物と産業廃棄物に関する廃棄物処理計画を策定し、平成 22 年度の廃棄物の最終処分量を平成 9 年度の概ね半分にするという目標を掲げ、廃棄物の減量化・リサイクル、適正処理を推進。
- 平成 18 年度には、平成 22 年度目標とその達成のための施策を見直し、計画を改定。
- 循環型社会形成に向けた取組みの進展、国の基本方針や大阪府環境総合計画との整合を図り、前計画の目標達成状況の評価を行い、新計画を策定。

前計画の達成状況

前計画(平成 22 年度を目標年度)の達成状況は、次のとおり。

- 排出量は、一般廃棄物、産業廃棄物とも、目標をかなり上回る削減。
- 再生利用量はいずれも目標を未達成。
- 最終処分量は、一般廃棄物、産業廃棄物とも、目標以上の削減。
- 一般廃棄物については、排出量、最終処分量の削減が進み、再生利用率は向上傾向であるが、1 人 1 日当たりの排出量、再生利用率、最終処分量の 3 つの指標は全国ワースト 1。

	一般廃棄物			産業廃棄物		
	H17 実績	H22 目標	H22 実績	H17 実績	H22 目標	H22 実績
排出量	428	420	346※	1,728	1,766	1,450
再生利用量	45	88	42	545	568	457
再生利用率	11%	21%	12%※	32%	32%	32%
最終処分量	70	56	50	67	53	47

※事業系資源化量を含めると、排出量 370 万トン、再生利用率 18%。

計画の概要

計画期間

平成 27 年度を目標年度とする 5 カ年。

本計画において目指すべき循環型社会の将来像（長期的視点）

資源の循環的な利用が自律的に進む社会。

使用済みとなったものはほぼ全量が再生原料として使用され、製品として購入されることにより循環。

⇒ 天然資源の消費削減、処分しなければならない廃棄物の排出量を最小限に抑制、最終処分量も最小限に。(裏面参照)

計画の目標

(1)一般廃棄物

排出量(事業系資源化量を含む。)を 305 万トンに削減

再生利用率を 29%に向上

⇒ 最終処分量を 35 万トンに削減



1 人 1 日当たりの排出量、再生利用率、最終処分量の 3 つの指標が全国ワースト 1 から改善されるような目標設定。

(2)産業廃棄物

排出量を 1,565 万トンに抑制

再生利用率を 35%に向上

⇒ 最終処分量を 49 万トンに抑制

単位: 万トン

	一般廃棄物			産業廃棄物		
	H22 実績	H27 推計	H27 目標	H22 実績	H27 推計	H27 目標
排出量	370	360	305	1,450	1,577	1,565
再生利用量	66	73	87	457	537	551
再生利用率	18%	20%	29%	32%	34%	35%
最終処分量	50	47	35	47	55	49

計画の特徴

計画の対象は、法に基づく「廃棄物の減量と適正な処理」に加え、「循環型社会の構築」として、3R(リデュース・リユース・リサイクル)に関連する事項についても広く捉える。

⇒ これに伴い、計画の名称もこれまでの「廃棄物処理計画」から「循環型社会推進計画」に変更。

- リサイクルを単に推進するだけでなく、リサイクルの質の確保と向上を図る。
- 循環型社会を進めていく上で、低炭素社会にも配慮する。
- 計画の着実な推進を図るために、施策の実施状況について毎年把握、進行管理表に取りまとめて公表するなど、計画の進行管理を行う。

施策の基本方針

リデュース・リユースの推進
(使用済品の削減)

リサイクルの推進
(使用済品の循環的利用)
リサイクルの質の確保と向上
(質の高いリサイクルの優先)

適正処理の推進
(最終処分量の削減、環境保全)

配慮事項
(低炭素社会の構築、人口減少・高齢化の進展 など)

主な施策

(1)リデュースとリユースの推進

- ごみを出さないライフスタイル・事業活動の促進
- 建築物、製品等の長期的活用の促進 等

(2)リサイクルの推進

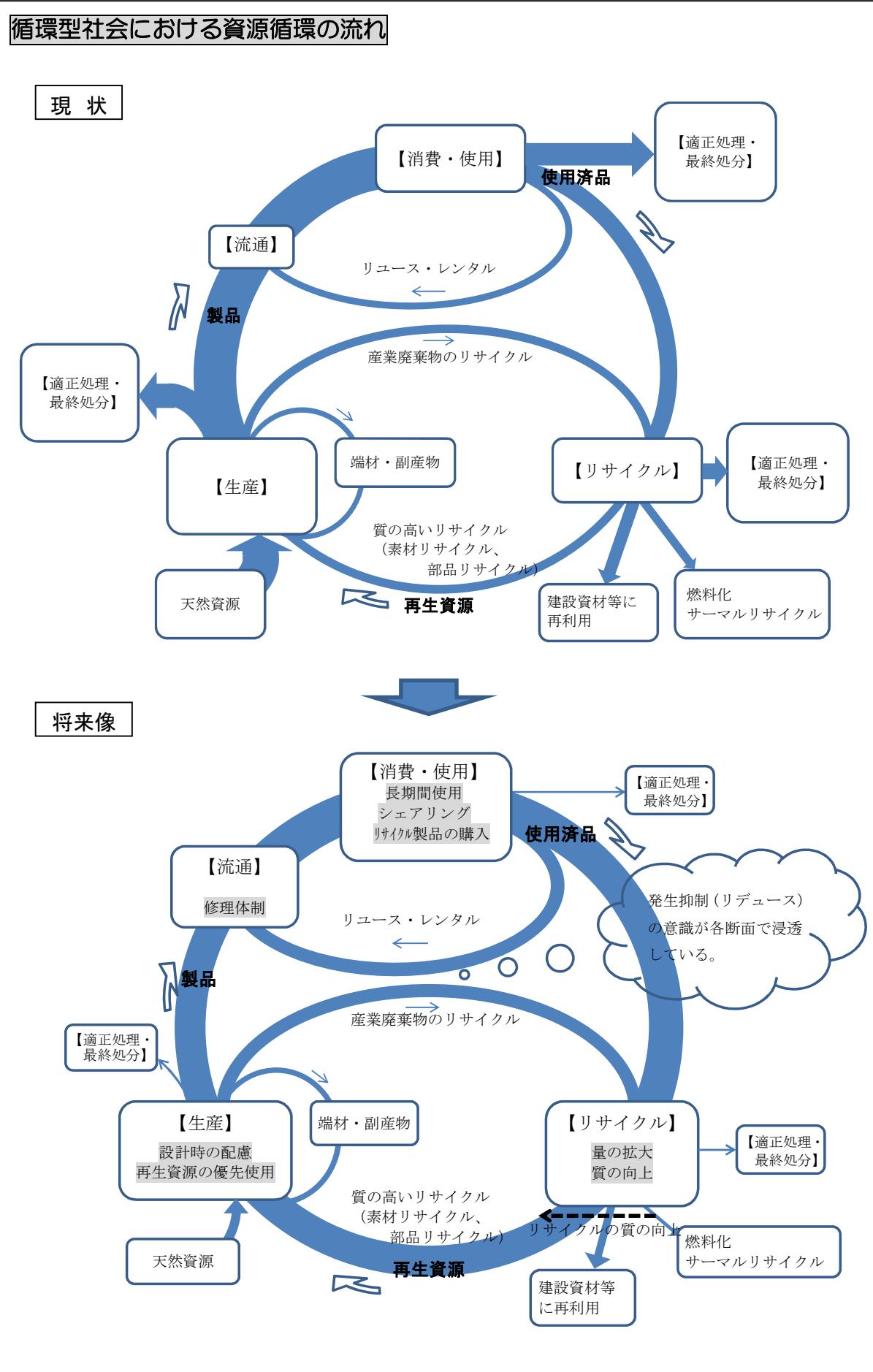
- 事業者、府民によるリサイクルの取組みの促進
- 広域的なリサイクルの取組みの推進
- 容器包装リサイクルの推進
- 家電リサイクルの推進
- 建設廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進
- 上下水汚泥のリサイクルの促進
- し尿処理汚泥の資源化の促進
- 都市鉱山の活用
- 再生資源業者の活用及び育成
- 再生品の利用促進 等

(3)リサイクルの質の確保と向上

- 質の高いリサイクルの優先
- リサイクルの可視化の促進

(4)適正処理の推進

- 一般廃棄物(ごみ)
 - 市町村等のごみ処理施設等の整備の促進
 - ごみ処理の広域化の推進 等
- 一般廃棄物(し尿)
 - し尿及び浄化槽汚泥の適正処理 等
- 産業廃棄物
 - 排出事業者に対する指導の徹底
 - 不適正処理の根絶
 - 健全な産業廃棄物処理業者の育成 等
- 最終処分場の確保
 - フェニックス事業の推進
- 配慮事項
 - 低炭素社会への配慮
 - 人口減少・高齢化による排出形態の変化への対応
 - 大阪府の率先行動



各主体の行動指針

(1)府民

- ・リサイクル製品、詰め替え商品、簡易包装等の商品を選択するようする。
- ・「もの」を大切にし、長く使う。
- ・市町村の分別収集の区分をもう一度確認し、分別収集に協力する。
- ・生ごみを捨てるときは、水分をもう一絞りする。(水切りの徹底)
- ・野菜の丸ごと調理などによる調理くずの削減や食べ残しを少なくすることで、生ごみの発生量を削減するなど。

(2)事業者

- ・原材料には可能な限り再生資源を利用する。
- ・使用後にリサイクルや適正な処理が容易なように設計する。
- ・製品が長期間使用できるように修理体制の整備、交換部品の確保に努める。
- ・使用後の製品を自主的に回収し、リサイクルや部品の再使用等に努める。
- ・製造時に発生する端材や副産物の有効利用に努めるなど。

(3)再生資源業者

- ・より効率的、高品質なリサイクルを進めるため、リサイクル技術の高度化に努める。
- ・リサイクル管理票を活用するなどし、リサイクルの流れを明確にし、関係者に情報提供する。

(4)廃棄物処理業者

- ・廃棄物処理や減量化に関する情報を収集し、新しい技術の導入に努めるとともに、処理施設の維持管理を適正に実施し、最終処分される廃棄物の減量等に努める。
- ・優良認定や熱回収認定を取得するなど、業の優良化に努める。

(5)市町村

- ・住民、事業者に対して、まず発生抑制(リデュース)と再使用(リユース)の促進、次に再生利用(リサイクル)の促進、どうしてもリサイクルできないものの適正処理の徹底について、啓発、情報提供等に努める。
- ・紙製容器包装やその他プラスチック製容器包装などの分別収集の拡充に努める。
- ・分別収集した資源化物が、より質の高いリサイクルに利用されるよう努める。
- ・再生資源業者の活用や育成に努め、リサイクルを一層推進するなど。

(6)府

- ・府民、事業者に対して、まずリデュースとリユースの促進、次にリサイクルの促進、どうしてもリサイクルできないものの適正処理の徹底について、啓発、情報提供等に努める。
- ・市町村に対して、効率的で効果的なリサイクルの手法、システムについて情報提供を行う。
- ・優良な再生資源業者や産業廃棄物処理業者の育成に努める。
- ・より効率的で効果的なリサイクルを進めるため、府域における広域的なリサイクルシステムについて検討を進める。
- ・市町村の広域的なごみ処理施設の整備やリデュース、リユース、リサイクルの推進が適正かつ効率的に行われるよう広域ブロック構成市町村間の調整を行う。
- ・府施設や公共事業等においては、自ら率先して発生抑制とリサイクルに努めるとともに、積極的に再生品を利用する。